

③論文等で適当な扱いをしているか。

○兼業先等を論文で過剰に紹介していないか。研究成果の客観的な評価がされているか。

○同業企業への攻撃になっていないか。

○大学の信頼が損なわれていないか。

判断：調査体制未整備のため、調査していない。

④大学教員であるとして特権を与えられていないか。(中小企業の社外取締役等)

○企業から教員に、不適当な身分を付与されていないか。身分付与により大学の名前が活用されていないか。

判断：ヒアリングのみの調査で、役職はアドバイザーとの説明を受けた。

⑤兼業実施に対する守秘義務などの契約があるか。契約内容が妥当なものであるか。

⑥兼業申請者と兼業実施企業の守秘義務を果たすことができるか。

(4)親族等への金銭および利便の供与(親族への株の提供や保有、親族の勤務)

①親族が会社の株を保有していないか。

○産学官連携先の株を親族が保有し、その会社に研究成果を移転し、収益を上げていないか。

判断：保有していない。(自己申告書より)

②親族会社、または親族が勤務していないか。

○教員の技術移転や現業による知識提供が親族の利益に繋がっていないか。

○親族会社へ教員の技術が流出していないか。

判断：勤務状況はない。

(5)学生との関係

①学生に兼業業務を行わせていないか。

○自分の兼業業務のための調査や研究

②就職等への影響

○兼業先業務の守秘義務等の契約をさせていないか。

③学生の教育を受ける権利が保障されているか。

④学生が選択できる自由が確保されている。

(6)組織の利益授受の状況

①研究成果を勝手に持ち出し、大学の利益を損ねていないか。

○大学の名前が勝手に活用されていないか。

○教員を活用した大学のネームバリューの活用になっていないか。

○研究成果が流出し、知的財産の損出になっていないか。

○物品は購入していないか。

○産学官連携活動が物品の購入理由になっていないか。

判断：全てないと判断される。

### 3) 兼業申出先以外への兼業状況

(1)営利企業への兼業状況

①報酬の状況：複数企業への兼業の場合には、図7のような「兼業申請による調査結果」をもとに判断することとした。

判断：全体的に非常に多くの報酬を得ており、企業間とのトラブルや守秘義務違反、データ流出(企業データ)など十分注意が必要である。

②申請兼業先との関係はないか。

○兼業先と同業企業への兼業がある場合、教員が研究成果を明確に区分しているか。守秘義務契約違反になるような状況が発生していないか。

判断：兼業先が非常に多いことから、自己管理が十分できていないと難しい状況にあると判断される。できれば、兼業件数を少なくするよう、大学側として指導する必要があると判断される。

(2)公的機関への兼業状況

①大学、県、国等への委員会委員の兼業をしているか

判断：なし